

論壇

個人番号の取扱いの改正経緯と今後の課題

はじめに

平成28年1月よりいよいよ個人番号制度が始まりました。昨年、国税庁のFAQで、平成27年中に提出を受ける平成28年扶養控除等異動申告書には個人番号の記載は必要とせず、平成28年の年末調整事務の過程で収集すればよいことが公表されたことで、実質的に、従業員の個人番号の一意収集は先送りすることが可能な状況となっております。

個人番号は利用、提供、安全管理等の取扱いを法律によって厳格に規制されて

所得税法施行規則第93条の改正

平成27年10月2日に所得税法施行規則の改正が行われ、給与などの支払を受ける者に交付する源泉徴収票等への個人番号の記載は行わないこととされました。この改正により、従業員に交付した源泉徴収票等から、個人番号が流出することとは無くなりました。これは、実務上の要請に基づくものとされていますが、関係事務実施者の業務の負担は反対に増えるという面もあります。個人番号取扱いの一連のプロセスにおいて、事業者が収集廃棄について細かい分類作業を強制

することになるからです。改正前は法定調書等の提出の有無にかかわらず、受給者交付用の源泉徴収票には個人番号の記載が必要でした。これは源泉徴収票を受け取る全ての者から、個人番号を収集する必要があったことを意味しています。所得税の税区分(甲乙丙)、法定調書、給与支払報告書の提出要件に関わらず、雇用した時点で収集が認められるということになります。同様に収集後7年の経過により、同一年収集のものとは同時廃棄が可能です。

改正後は、受給者交付用の源泉徴収票に番号を付さないため、その収集が利用目的のある収集に該当するかどうかについて仕分け作業が必要とされています。この仕分け作業は、税務だけでなく社会保険や雇用保険にも及び

源泉所得税関係に関するFAQの公表

ます。また雇入時点で中途退職や金額の多寡など将来の不確定要素の判断も必要になります。この改正による関係事務実施者の、特に実務処理面での影響について、十分に検討されていたか疑問に感じます。

扶養控除等申告書の個人番号の記載について、FAQのQ119が公開されるまでは、代替用紙での個人番号収集に関して様々な考え方がありました。大別すると、扶養控除等申告書には個人番号の記載は必ず必要とするという意見と、安全管理措置の観点から別紙に記載するべきという二通りのものがあります。この点についてはFAQの発表により、労使の合意に基づき、「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない旨を記載すれば、別紙において保管可能であることが明確に示されました。」

平成28年度税制改正の大綱

給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該提出をする者の個人番号及び当該申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しないものとする。

- ① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
 - ② 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
 - ③ 退職所得の受給に関する申告書
 - ④ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- (注) 上記の改正は、平成29年分以後の所得税について適用する。(平成28年度税制改正大綱より)

平成27年12月24日に、平成28年度税制改正の大綱が公表されました。この大綱によれば、平成29年分の所得税からその支払者が、必要とされる個人番号その他の事項を記載した帳簿の備え付けを条件として、扶養控除等申告書等に個人番号の記載を要しないことが示されています。上述のFAQ119と異なり、「労使の合意に基づき」相違ない旨の記載」という条件が無くても、別帳簿の保存による個人番号の記載を軽減する上で大きな進展と言えるでしょう。

個人番号の取扱いについての問題点

番号法では情報の安全性を高めるために、各行政機関での分散管理の方法を採っています。従って各行政機関では情報の照会、提供というプロセスを相対で行わないと連携は出来ないことになっていきます。また、この連携においては各機関で振り出された個人番号とは別の「符号」を利用することになっていきます。これはひとつの情報流出によって芋づる式の漏洩を防ぐという意味では必要な措置といえます。しかしながら、この方法によって、縦割行政の悪い面も顕在化しているように思われます。つまり、各行政機関の必要個人情報情報は各々が保管することとしていくので、各機

関係事務実施者の収集や廃棄、そして安全管理措置の負担の軽減をどれだけできるかが今後の番号制度の普及にかかっていると思えます。番号制度はまだ始まったばかりであり、実務に際してこれから解決しな

最後に

てはならない多くの課題が存在しています。厳格な管理を要求される個人番号を、いかに安全で簡素な仕組みで収集、保管、廃棄を出来るようにするかが今後の行政そして民間事業者の中心課題となるでしょう。



木南 誠 【麹町】

載省略が明確になりました。更に財務省ホームページには「マイナンバーの記載を省略する書類の一覧(案)」が公表されています。この一覧には、平成28年4月1日以降適用分の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書」も列挙されています。従って、別帳簿を備え付けていれば、事業者の給与関係や年末調整事務において使用されるほぼ全ての書類について、特定個人情報文書に該当せず処理することが可能となります。

このような措置は、ありとあらゆる書類に個人番号を付すことが、いかに事業者に負担を強いることになったかを行政側が認めた結果であるといえます。

これは、各行政機関が民間事業者の実務面からの要請に積極的に応えた結果であるからかもしれません。平成28年度税制改正大綱で述べられている「別帳簿」による個人番号の保存様式を当初から採用していれば、各種様式を個人番号の記載のために改めて変更する必要がなかったかもしれません。更に言えば個人番号記載のための様式は、番号のみの記載に限定し、行政機関を問わずに使用できる単一様式とするべきです。現在でも乙欄や丙欄の者の個人番号を収集する様式は各事業者で独自の様式を準備する必要があり、管理を複雑にしている一因となっています。今後、個人番号についてのルールを横断的に所管する機関が、複数の保管年限や保管方法を網羅的に管理できる単一の様式を新たに作成することを期待します。こういった整備により収集、保管、廃棄について一元的な取扱いが可能となり、次年度以降も初回で作成した様式の写しを従業員に番号記載済で配布し、確認後再提出をしてもらうことで、再収集も簡素化できると思われます。

これは、各行政機関が民間事業者の実務面からの要請に積極的に応えた結果であるからかもしれません。平成28年度税制改正大綱で述べられている「別帳簿」による個人番号の保存様式を当初から採用していれば、各種様式を個人番号の記載のために改めて変更する必要がなかったかもしれません。更に言えば個人番号記載のための様式は、番号のみの記載に限定し、行政機関を問わずに使用できる単一様式とするべきです。現在でも乙欄や丙欄の者の個人番号を収集する様式は各事業者で独自の様式を準備する必要があり、管理を複雑にしている一因となっています。今後、個人番号についてのルールを横断的に所管する機関が、複数の保管年限や保管方法を網羅的に管理できる単一の様式を新たに作成することを期待します。こういった整備により収集、保管、廃棄について一元的な取扱いが可能となり、次年度以降も初回で作成した様式の写しを従業員に番号記載済で配布し、確認後再提出をしてもらうことで、再収集も簡素化できると思われます。